

## 白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年6月9日（金）午後2時29分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員 1番 尾崎 義治      2番 市川 博      5番 栗栖 一  
7番 鈴木 隆文      8番 藤原 久恵      9番 南 喜久治  
12番 杉谷 孫司      14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 3番 本田 勉      4番 後呂 豊      6番 木戸 孝  
10番 小野 真一      11番 清水 哲治      13番 柏木 彰文
6. 事務局 局長 古守 繁行      係長 尾原 圭      主任 石川 智寛  
主査 大平 真也
7. 議事日程 開会  
議事録署名委員の指名  
議事  
報告第10号 農地使用貸借の合意解約通知について  
議案第22号 非農地証明について  
議案第23号 農地法第3条の規定による許可について  
議案第24号 農地法第5条の規定による許可について  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第26号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地  
利用集積計画の決定について  
そ の 他  
閉会

### 8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から6月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、3番の本田 勉委員、4番の後呂 豊委員、6番の木戸 孝委員、10番の小野 真一委員、11番の清水 哲司委員、13番の柏木

彰文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5番の栗栖 一委員と12番の杉谷 孫司委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

5番委員 はい  
12番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第10号 農地使用貸借の合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第10号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告致します。1番につきましてご報告致します。議案書の1ページをお願い致します。対象地は〇〇他1筆で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積は合計1,133㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、ご報告致します。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第10号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第22号 非農地証明について上程致します。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第22号 非農地証明についてご説明致します。1番につきましてご説明致します。議案書の2ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は383㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳外1名です。昭和50年以前から駐車場用地とのことです。申請理由は、当該地を相続にて取得しましたが、物心ついた頃から駐車場として利用され、現在に至っておりますとのことです。なお、5月31日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。

続きまして、2番につきましてご説明致します。議案書の4ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳は畑、現況は雑種地、面積は175㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和34年から雑種地とのことです。申請理由は、当該地は田の用水を管理する施設敷地として、昭和34年から利用され、現在に至っておりますとのことです。なお、6月1日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明致しますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 内容について異議はございませんが、ひとつ質問させてください。申請のとおり昭和 34 年からポンプ用地として利用されてきている個人さんの土地に間違いはないですが、金銭のやり取りの話はありませんか。

〇〇委員 実質的な管理は水利組合で行っていますが、農地を所有できないことから、当時からの水利組合長の名義として残していました。金銭的なやり取りの話はありません。

〇〇委員 納得しました。議題から外れた質問で申し訳ありません。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 22 号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程致します。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明致します。議案書の 6 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 1 筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計 1,133 m<sup>2</sup>です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、譲渡人においては遠方に住んでいることから耕作することが困難であり、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地で野菜と花卉を耕作したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、本案件は従来の下限面積を下回る申請となっています。お配りしている農地法第 3 条許可申請に係る誓約書をお願いします。～誓約書について説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 花が植えられておりますので、問題ありません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

〇〇委員 誓約書についてですが、連絡先の記載もお願いできないでしょうか。

係長 住所と氏名の記入欄の中ということで検討します。

〇〇委員 下限面積を下回る初めての事例だと思います。今回の申請地は水田ですが、水田として利用することは考えられません。賦課金や水回りの当番等、地域外の方が参入してくることで色々な問題が出てくるように思います。水利の話は農業委員会と直接関係はありませんが、そういったことも踏まえて判断していかないといけないと思います。先日、近くで水田を畑にするという話があり、法務局で地目の変更も完了したと聞きました。田から地目変更するとなると、水利組合にもよりますが、離農金が発生します。私の地域では一反あたり 10 万円の支払いをすることで、水利組合から脱退することができます。そういったようにしておかないと、水田の権利を持った状態で農地を購入し、水利を使わない場合は、水利組合の運営に一切関わることがないと思いますし、地域の草刈りや水路の掃除にも来ないと思います。今回は初めてのケースですので、きちんと取り決めをしておいた方がいいと思います。

〇〇委員 地域と協力や連携について誓約してもらう内容だと思います。本当に守ってくれるのかどうかが一番大事なところであり、不安にも思うところです。

局長 その通りです。今回から提出いただいた誓約書は、下限面積が撤廃されたことにより、今まで通りではいけないということで考えたものになります。町の顧問弁護士にも誓約書を添付してもらうことについて、法的に問題がないかを確認しました。返答としては、農業委員会で審議するための確認事項としては有効だと考えますとのことでした。また、賦課金の話ですが、私の地域では、農地を持っているだけでかかる金額と水を使った方は、水利分の金額を上乗せして請求がされます。毎回、水利組合の役員さんが所有者や耕作者の変更情報を役場に問い合わせにお越しいただき、情報を更新されているのが現状です。それと、地域の協力や連携についてですが、誓約書に記載いただく際に、こういった地域の取り決めを守らないといけないなという意識付けはできるのではないかと考えています。

〇〇委員 水利組合と違って土地改良区の場合ですが、賦課金を徴収する権限があります。今回のように農地を所有した段階から支払いの必要が生じています。水利組合の場合はそれが任意となります。

局長 私の地域でも、自分が知らない間に水利組合に加入しており、支払いが生じているというケースがあると聞きました。

〇〇委員 なぜこういった心配をしているかという点、最近たくさん新規就農者が来ていますが、誰も水田を水田として使っていません。水稻をせずに野菜ばかりです。水を使わないのになぜ水利費を支払わないといけないのかを理解できない人が出てきています。実際に水を使っていないのはわかりますが、排水のためには誰しも溝を使っています。簡単に国は方針を変

えて、誰でも農地を所有できるといいますが、昔から所有されている人との兼ね合いが取れなくなる可能性があります。それともう一つ気になるのが、土地改良区で所有の溝ですが、農業用だけではなく、生活排水も流れています。溝の改修となれば補助金は出るとは思いますが、他にいい方法はないか模索するところです。話を戻しますが、初めてのケースですので、きちんとしておかないといけません。以前の申請は認めて、なぜ今回は認めないのか等の話を言われると回答できません。

局長           その人が農業を続けていくことが確認できなければ、許可も出せません。今回の案件では、誓約書として、水利の関係もきちんとやりますと記載がありますから、効果はあると考えています。ただ、法的な拘束力はありませんから、誓約書を出して許可を受けたが、体調不良や気が変わったとなれば、それで終わりの世界です。今までの新規参入の方でしたら、地域の水利とは何ですかという疑問を持った方もおられたかもしれませんが、今回からは意識付けができますので、当面はこのやり方で様子を見ていきたいと考えています。

〇〇委員       水利組合に加入することについてですが、加入すれば権利の発生と義務を負うことはわかります。水利組合に参加と加入は違うと思います。参加では組織に入ったことにはなりません。

局長           今回の誓約書ですが、あて先が水利組合にあてたものであれば、その書き方で問題ないと思いますが、あくまで農地法の許可にあたる申請ですから、あて先が違ってきてしまいます。

〇〇委員       この際、申請が出てくる段階で、水利組合に加入した証明か許可証を添付してもらえれば、クリアできると思います。転用の場合であれば、離農金の絡みがありますから、水利組合の同意書を添付しないといけません。水利組合を束ねる町の組織はありますか。

局長           ありません。

〇〇委員       農地の所有権は取得しても、義務を果たさない人がたくさん出てくるように思います。

局長           賦課金や水利費等のお金が発生することを理解してもらいたいと思っています。この場で結論は出ないと思いますので、文章を考えて、来月の会議の際にお配りします。

議長           今回の話は、町内会に入るか入らないかの話と類似しています。法律上どうなっているかきちんと理解したうえで説明をしなければなりません。

〇〇委員       これからの耕作者さんですが、トラクター等の農機具は所有されていますか。

係長           申請書にはリース契約をしていると記載があります。また、農地の新規取得は今回が初めてになりますが、自己所有の3筆の宅地を農地として利用していることは確認しています。

〇〇委員　　私は今回の申請者とは面識がありませんが、申請地の耕運を知り合いがやっているところを見ました。その方とはどういった関係かわかりませんが、申請者とは別人がトラクターを使っていると思ったので、質問しました。

係長　　機械を使つてのことは自身ではできないかもしれませんが、実際に本人が現地で作業しているところは確認しています。

議長　　今回、皆さんが心配することについてですが、申請者さんから一筆いただいております。様式については賛否あるようですので、来月の会議で事務局より提案いただけるとのことです。他にご意見ございませんか。

〇〇委員　　確認ですが、農業委員会は水利組合に対して立ち入ることができますか。

局長　　中身によりけりだと思います。農業委員会は地域の農業に対してどうするかといった権限はある程度ありますから、周辺の農業に支障がある場合については、意見を言うことはできると考えます。ただし、水利費がどうといった、水利組合の運営についての話には、介入できません。

〇〇委員　　問題解決の調整役にはある程度なれますが、基本的には介入できないということで理解しました。

議長　　他にご意見ございませんか。

全員　　特になし。

議長　　ありがとうございます。議案第 23 号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程致します。事務局から説明願います。

係長　　はい。議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明致します。議案書の 8 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は 308 ㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います個人住宅用地への転用申請です。申請理由は譲渡人については当該地を相続により取得したが、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該地付近で居住用地を探しており、譲渡人と利害が一致したため本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内のため第 1 種農地となりますが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地です。また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地

の状況を写真で説明致しますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 24 号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について上程致します。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明致します。議案書の 10 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 8 筆で、地目は台帳は全て田、現況は全て山林、面積は合計 2,973 ㎡です。譲受人は〇〇の〇〇さんで、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います資材置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人については当該地を相続にて取得しましたが、手放したいと考えたため本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該地付近で資材置場として利用できる土地を探しており、譲渡人と利害が一致したため本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、都市計画法に基づく用途地域内のため第 3 種農地となります。また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明致しますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 申請地は測量したばかりのように思いましたが、地籍調査を最近実施されたのでしょうか。

係長 未実施の地域になります。

〇〇委員 未実施ということは、自費で測量したということですね。入口が狭いことから大きなトラックが入っていけないところです。資材置場にするには、疑問が残る部分もありますが、元々は田であったことは考えられない状態となっていますので、異議ございません。

議長 　　他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 25 号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第 26 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程致します。事務局から説明願います。

係長 　　はい。議案第 26 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。今回より、旧農業経営基盤強化促進法と記載させていただいております。農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則から削除されましたが、同法附則第 5 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間の経過措置として、従前の例により、新たに定めることができるとなっているため、今回からこのように取り扱います。では、議案書の 12 ページをお願い致します。集積計画の概要をご説明致します。利用権設定件数は 7 件、19 筆で、面積は合計 8,868 m<sup>2</sup>となっております。全件につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明致します。まず、1 番についてご説明致します。議案書の 13 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は 680 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 7 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

　　続きまして、2 番についてご説明致します。議案書の 14 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 5 筆で、現況地目は全て田、面積は合計 2,542 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 7 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

　　続きまして、3 番についてご説明致します。議案書の 16 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は 767 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 7 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

　　続きまして、4 番についてご説明致します。議案書の 18 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は 897 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 7 月 1 日から 19 年 10 か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

　　続きまして、5 番についてご説明致します。議案書の 20 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計 512 m<sup>2</sup>です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 7 月 1 日から 4 年 11 か月間の使用貸借権の新

規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、6番についてご説明致します。議案書の22ページをお願い致します。申請地は〇〇他4筆で、現況地目は全て田、面積は合計2,714㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、7番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、7番についてご説明致します。議案書の24ページをお願い致します。申請地は〇〇他2筆で、現況地目は全て田、面積は合計756㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番につきましては、〇〇地区、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1番については、トラクターの入る道がないため、心配するところですが計画については異議ございません。2番の議案の1番上の農地ですが、一部を他人に貸している状態になっていました。気になったので、土地所有者と農地中間管理事業の担当者を確認してきました。耕作者ともに問題ないと話になったと聞きましたので、よしとしたいと思います。あとの5筆については、潮風が当たるところなので、ムクナ豆を栽培するには心配する部分がありますが、計画については異議ございません。

議長 3番につきましては、栄地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 再設定ですので、異議ございません。

議長 4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現在、豆を植えて栽培していますので、異議ございません。

議長 6番、7番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員は欠席となっております。事務局に連絡等ありましたか。

係長           ○○委員より、異議ありませんとのご連絡をいただいています。

議長           他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員           異議なし。

議長           ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 26 号につきまして、計画の決定を承認致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長           ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について

議長           報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

係長           はい。

議長           なければ、次回の委員会につきましては、令和 5 年 7 月 7 日（金）午後 1 時 30 分から富田事務所 2 階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員           異議なし。

議長           以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。  
～楠本会長は、午後 2 時 29 分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。